

事務連絡
令和5年7月20日

一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 御中

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付

テナント店舗のバリアフリー化の促進について（依頼）

平素より建築物のバリアフリー化の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

小規模店舗等の内部のバリアフリー化については、令和3年3月に改正した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、考え方・留意点の充実を図ったところですが、令和4年10月に国連障害者権利委員会より日本政府に対して出された総括所見では、小規模店舗のバリアフリー化の進捗が限定的であることが指摘されるなど、より一層の取組が求められているところです。

また、令和3年6月4日に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日より事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務付けされることとなっており、障害者が健常者と分け隔てなく店舗を利用できるよう、ハード・ソフト両面での環境整備が求められております。

こうした背景を踏まえ、ショッピングセンター、テナントビル等の運営者におかれても、テナント店舗との賃貸借契約において定める内装工事指針等において、別添を参考にテナント店舗内部のバリアフリー化に係る事項を盛り込んでいただくなど、テナント店舗のバリアフリー化の促進に向けてご協力をお願いいたします。

<添付資料>

別 添 内装工事指針等において盛り込むことが考えられる

テナント店舗内部のバリアフリー化に係る事項（例）

参考資料① 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
（令和3年3月）「2. 1 2 店舗内部」

参考資料② リーフレット「だれもが利用しやすいお店をつくろう」

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 バリアフリー班
（住所）東京都千代田区霞が関2-1-3
（電話）03-5253-8111 【内線 39-545】

内装工事指針等において盛り込むことが考えられる
テナント店舗内部のバリアフリー化に係る事項（例）

- 出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。
- 店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- 主要な経路上の通路に段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路の幅は 90cm 以上とし、傾斜路の勾配は、1/12 を超えないものとする。高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないものとするができる。
- 店舗内の通路のうち、車椅子使用者の通行が想定される部分の幅員は、90cm 以上とし、通路の端部やレジ・カウンター前等には車椅子使用者の転回スペース（140cm 角以上）を確保する。

（注）このほか、テナント店舗の種別（物販、飲食、サービス）に応じたバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の「2. 1 2 店舗内部」や、リーフレット「だれもが利用しやすいお店をつくろう」を参考としてください。